

## 扶養認定日について

当健康保険組合が申請書類一式を確認し、扶養条件を満たしている場合に限り、扶養認定日を最終決定いたします。  
 なお、当健康保険組合が決定した認定日より、本人申告の認定日の方が先の日付の場合は、本人申告通りの認定日とします。

※異動発生日とは、その原因となる日(例えば、退職した場合は、退職日の翌日)をさします。

原則	勤務先の手続き担当者受付日	扶養認定日
	異動発生日から 勤務先稼働日5日以内	異動発生日
	異動発生日から 勤務先稼働日6日以上経過後	勤務先の手続き担当者受付日

扶養申請理由別に下表に従い、扶養認定日を決定します。  
 ただし、『原則どおり』としている理由については、上表の原則に従い、認定日を決定します。

扶養申請理由	扶養認定日	注意事項
子どもが生まれた場合	出生年月日	市区町村に届出後、速やかに申請してください。
被保険者の資格取得時にすでに扶養家族がいる場合	被保険者の資格取得日	但し、異動発生日から1ヶ月以内に申請書類一式が当健康保険組合に到着した場合に限ります。  1ヶ月以上経過後に到着した場合は、原則に従い認定日を決定します。
結婚した	婚姻日当日	
退職した	退職日の翌日	
勤務先での契約変更により健康保険が資格喪失となった	勤務先の健康保険資格喪失日	
失業保険の受給が終了した	受給終了日の翌日	
健康保険の傷病手当金や出産手当金の受給が終了した	受給終了日の翌日	
外国籍の方が日本で住民登録した	住民登録日当日	
収入が減った	原則どおり	-
その他の家族および上記以外の理由の場合	原則どおり	配偶者が扶養していた子の扶養が配偶者と同時に新たに発生する場合は、その配偶者の扶養認定日と同日とします。